

業務別発注概要書

C. 総合評価に関する事項

(委託番号:HF25-Y6)

評価方式	簡易型	
技術評価点の配点	企業実績等評価項目の配点(A)	25 点
	実績等評価項目の基準配点の合計(a)	24 点
技術評価点の計算式	技術評価点 = 企業実績等評価分に係る獲得点数 × A / a (※ 小数点以下第5位を四捨五入4位止め)	
価格評価点の配点		25 点
価格評価点の計算式	入札価格 ≥ 調査基準価格の場合 価格評価点 = 25点 × (1 - 入札価格 / 予定価格) 入札価格 < 調査基準価格の場合 価格評価点 = 25点 × {(1 - 調査基準価格 / 予定価格) + 0.5 × (調査基準価格 - 入札価格) / 予定価格} (※ 小数点以下第5位を四捨五入4位止め)	

自己評価申請書の提出様式(必須)	総合様式1
複数の配置予定技術者を申請する場合の提出様式(任意)	総合様式4-4

技術評価点の評価項目		基準配点、評価基準、提出様式等		
I-1 評価対象業務の実績	基準配点	2 点		
	評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。		
	過去3年間の秋田県における評価対象業務の優れた実績件数	a. 3件以上	2.0 点	
		b. 2件	1.0 点	
		c. 1件	0.5 点	
		d. 無し	0.0 点	
	評価対象業務	設計業務(概略・予備・詳細)のうち、「護岸設計」業務		
評価対象年度	平成22年4月1日から平成25年3月31日までに完了し、秋田県が通知した建設部発注実績で成績評定点80点以上の業務件数			
提出様式	総合様式2-1			
I-2 委託業務の成績評定点	基準配点	2 点		
	評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。		
	過去3年間の秋田県が通知した業務委託成績評定点の平均値	a. 85点以上	2.0 点	
		b. 80点以上85点未満	1.0 点	
		c. 65点未満	-1.0 点	
		d. 上記以外(実績無しを含む)	0.0 点	
	評価対象業務	設計業務(概略・予備・詳細)		
評価対象年度	平成22年4月1日から平成25年3月31日までに完了し、秋田県が通知した建設部発注実績で成績評定点の平均点			
提出様式	総合様式2-1			

I-3	プロポーザル・VE提案等の実績	基準配点	2点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		評価基準	a. プロポ及びVEの実績有り	2.0点
			次のいずれかに該当する場合 ①プロポ又はVEの実績有り ②配置予定技術者(管理技術者又は主たる担当技術者)が設計VEリーダー資格を保有し、国又は地方公共団体等の実施するVE検討会に参加した実績有り	1.0点
			c. 実績無し	0.0点
		評価対象年度	平成21年4月1日から技術資料提出期限まで	
提出様式	総合様式3			
II-1	管理技術者及び主たる担当技術者の実績	基準配点	2点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		過去3年間の管理技術者及び主たる担当技術者としての秋田県における優れた実績の合計件数	a. 3件以上	2.0点
			b. 2件	1.0点
			c. 1件	0.5点
			d. 無し	0.0点
評価対象業務	設計業務(概略・予備・詳細)			
評価対象年度	平成22年4月1日から平成25年3月31日までに完了し、秋田県が通知した建設部発注実績で成績評定点80点以上の業務件数			
提出様式	総合様式2-2			
II-2	管理技術者及び主たる担当技術者の委託業務の成績評定点	基準配点	2点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		過去3年間の秋田県が通知した業務委託成績評定点の平均値	a. 85点以上	2.0点
			b. 80点以上85点未満	1.0点
			c. 65点未満	-1.0点
			d. 上記以外(実績無しを含む)	0.0点
評価対象業務	設計業務(概略・予備・詳細)			
評価対象年度	平成22年4月1日から平成25年3月31日までに完了し、秋田県が通知した建設部発注実績で成績評定点の平均点			
提出様式	総合様式2-2			

Ⅱ-3-①	管理技術者の保有資格	基準配点	2点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		保有資格の有無	a. A+B	2.0点
			b. A又はB	1.0点
			c. 無し	0.0点
保有資格区分	A: 総合技術監理部門(河川、砂防及び海岸・海洋選択)を保有している場合は、1.0点加点する。			
	B: 技術士(建設部門/河川、砂防及び海岸・海洋選択)を保有している場合は、1.0点加点する。			
提出様式	総合様式4-1			
Ⅱ-3-②	主たる技術者の保有資格	基準配点	2点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		保有資格の有無	a. A+B	2.0点
			b. A又はB	1.0点
			c. C	0.25点
d. 無し	0.0点			
保有資格区分	A: 総合技術監理部門(河川、砂防及び海岸・海洋選択)を保有している場合は、1.0点加点する。			
	B: 技術士(建設部門/河川、砂防及び海岸・海洋選択)を保有している場合は、1.0点加点する。			
	C: 技術士同等又はRCCM(河川、砂防及び海岸・海洋選択)を保有している場合は、0.25点加点する。			
提出様式	総合様式4-2			
Ⅱ-3-③	照査技術者の保有資格	基準配点	1点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		保有資格の有無	a. A+B	1.0点
			b. A又はB	0.5点
			c. 無し	0.0点
保有資格区分	A: 総合技術監理部門(建設部門選択)を保有している場合は、0.5点加点する。			
	B: 技術士(建設部門/河川、砂防及び海岸・海洋選択)を保有している場合は、0.5点加点する。			
提出様式	総合様式4-3			

Ⅲ-1-①	管理技術者の手持ち業務量	基準配点	2点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		評価基準	a. 0~2件	2.0点
			b. 3~5件	1.0点
c. 6件以上	0.0点			
提出様式	総合様式4-1			
Ⅲ-1-②	主たる担当技術者の手持ち業務量	基準配点	2点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		評価基準	a. 0~2件	2.0点
			b. 3~5件	1.0点
c. 6件以上	0.0点			
提出様式	総合様式4-2			
Ⅲ-1-③	照査技術者の手持ち業務量	基準配点	1点	
		評価基準	秋田県総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		評価基準	a. 0~4件	1.0点
			b. 5~9件	0.5点
c. 10件以上	0.0点			
提出様式	総合様式4-3			
Ⅳ-1	主たる営業所(本社・本店)、支店・営業所の所在	基準配点	2点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		評価基準	a. 主たる営業所が県内	2.0点
			b. 支店・営業所が県内	0.0点
c. 県内に無し	0.0点			
提出様式	総合様式2-1			
Ⅳ-2	管理、照査及び主たる担当技術者が秋田県内に居住する場合に評価	基準配点	2点	
		評価基準	委託業務総合評価落札方式運用の手引きによる。	
		評価基準	a. 全員が県内居住	2.0点
			b. 2名が県内居住	1.0点
			c. 1名が県内居住	0.5点
d. 県内居住無し	0.0点			
提出様式	様式4-1、4-2、4-3			